

第1期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月20日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル 3階
「鳳翔の間」

第1期定時株主総会会場は神奈川県横浜市とな
っております。末尾の総会会場ご案内図をご確
認のうえ、お間違えのないようご注意ください。

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役および監査役の
報酬等の額決定の件
- 第4号議案 株式報酬制度にかかわる
額および内容決定の件

CONCORDIA
Financial Group



株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

証券コード：7186

株主の皆さまには、平素よりコンコルディア・フィナンシャルグループにご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

当社を取り巻く環境

平成28年4月1日、横浜銀行と東日本銀行の持株会社である当グループが発足いたしました。

発足時は、日本銀行が「長期金利操作付き量的・質的金融緩和」という金融緩和のさらなる強化策を導入した直後で、金融機関にとっては、厳しい経営環境に直面しておりました。

中期経営計画と平成28年度決算概要

このような環境のもと、当グループの初めての中期経営計画「One Heart for You ~1st Stage~」は、この3年間を「金融環境の変化に即応し、経営統合効果の早期実現に向けた効率化や成長投資に積極的に取り組む」期間と位置づけ、まず、コストシナジーの早期実現に注力するとともに、そのコスト削減効果を成長施策のための投資に充てるとの方針に基づき策定いたしました。

初年度である平成28年度は、横浜銀行のローコスト・オペレーションを東日本銀行に適用すること等により経費の削減に取り組むとともに、横浜銀行と東日本銀行の強みと特色を活かし協働することにより、収益シナジーを実現することに重点を置いて経営してまいりました。

平成28年度決算（2行単体合算）は、業務粗利益、実質業務純益、経常利益、当期純利益ともに前年同期比大きく減少しましたが、昨年5月に公表した業績予想と比べますと、業務粗利益は、マイナス金利の影響による長期金利の低下に伴い一時払い保険の販売停止等による役務収益の減少および市場取引の減少等により約40億円減少したものの、これを経費の節減約45億円減等でカバーし、グループの親会社株主に帰属する当期純利益（負ののれん発生益を除く。）は、663億円と目標を達成いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益（負ののれん発生益を除く。）が600億円を超えましたので、第1期の配当は普通配当13円、記念配当1円、特別配当1円の合計15円を実施することといたしました。

また、自己株式の取得を125億円実施いたしましたので、株主の皆さまへの還元は中期経営計画でお示した当期純利益の50%を目途とするとの目標を達成いたしました。

今後の課題と対応

中期経営計画2年目にあたる平成29年度は、現在の日本銀行の長短金利操作付量的・質的緩和が当分続くとの見込みのもと、中期経営計画の達成に向けてさらなるコストの削減とグループ経営を充実させるため、持株会社の機能強化と両行の本部組織の見直しをおこなうことといたしました。

持株会社の機能については、両行の企画・管理業務を持株会社に集約することにより、グループ経営体制の充実・定着を一層推進いたします。

両行の本部組織については、部・室という縦割りの組織を見直し、原則として室を廃止することによりフラットで簡素な組織に再編し、業務の効率化を進めることといたしました。これにより創出した人員や経営資源を地域のお客さまとの接点の拡大やサービスの拡充およびフィンテックなどのお客さまの利便性向上のための戦略投資に充てることとしております。

また、働き方改革を推進し、職員の満足度を向上させることにより一人ひとりの生産性向上をはかることとしています。

昨年度は経営統合初年度ということで、グループ経営の枠組みを構築し定着させることに重点を置きましたが、本年度はこの枠組みがより有機的に機能するよう、グループ経営の実効性を高め、企業価値の向上をはかりたいと考えております。

コンコルディア・フィナンシャルグループは地域の発展とともに活力ある未来の創造に貢献できる金融グループとして邁進し、お客さまのお役に立つことで皆さまから愛されサポートされる金融グループを目指してまいり所存でございますので、株主の皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



平成29年5月
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表取締役社長 寺澤辰磨

CONTENTS

TOP MESSAGE	1	■ 第1期事業報告	26
■ 第1期定時株主総会招集ご通知	3	■ 連結計算書類	51
議決権行使のお願い	4	■ 計算書類	53
■ 株主総会参考書類	6	■ 監査報告書	55
		(ご参考) トピックス	59

株 主 各 位

東京都中央区日本橋2丁目7番1号

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表取締役社長 寺 澤 辰 磨

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成29年6月19日（月曜日）午後5時まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月20日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号3
横浜口イタルパークホテル 3階「鳳翔の間」

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第1期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役および監査役の報酬等の額決定の件
第4号議案 株式報酬制度にかかわる額および内容決定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.concordia-fg.jp/shareholder/stock/meeting/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.concordia-fg.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (4) 会社法第313条にもとづき、議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに書面によりその旨および理由をご通知ください。

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主さまではないご同伴の方、お子さまなど、**株主さま以外の方は総会にご出席いただけません**ので、ご注意ください。

◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のお願い

株主総会参考書類6頁～25頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会へ出席

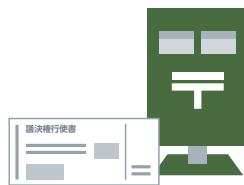


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

平成29年6月20日（火）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限

平成29年6月19日（月）
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、議決権を行使ください。詳細は5頁をご覧ください。

行使期限

平成29年6月19日（月）
午後5時まで

決議結果につきましては、後日、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。

▶ <http://www.concordia-fg.jp/shareholder/stock/meeting/index.html>

インターネットによる議決権行使

行使期限

平成29年6月19日(月)午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

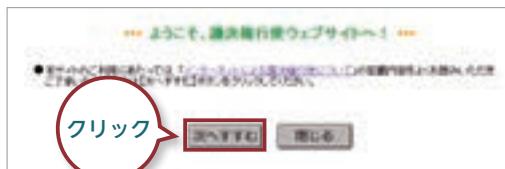
当社の指定する議決権行使ウェブサイト^①にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
以下の行使手順に従って行使してください。

STEP 1  <http://www.e-sokai.jp> 議決権行使ウェブサイト^①にアクセス

※ スマートフォンまたは携帯電話のご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、QRコードを読み取ってアクセスしていただくことも可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



STEP 2



インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、**次へすすむ**をクリック

STEP 3



議決権行使コードを入力し、**ログイン**をクリック

パスワード変更画面が出ますので議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力の上、ご使用になるパスワードを登録願います。

※ 議決権行使コード、パスワードは本書同封の議決権行使書用紙の右下に記載されております。

STEP 4

以降画面の案内に従って賛否をご入力願います。

ご注意

- 複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い
 - 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
 - インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。

機関投資家さま向け「議決権電子行使プラットフォーム」について

機関投資家さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

パソコンなどの操作方法に関する
お問い合わせ先について

日本証券代行業株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間

9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

銀行法において、銀行持株会社が営むことができる業務範囲の見直しを実施されたため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を整理し変更するものであります。また、取締役会の運営を柔軟におこなうため、現行定款第25条（取締役会の招集および議長）について、取締役会の招集権者および議長を取締役会において定めることができるよう変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>（1）銀行およびその他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理</p> <p>（2）<u>その他前号の業務に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>（新設）</p> <p>第3条～第24条 （条文省略）</p> <p>（取締役会の招集および議長）</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>（1）銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理</p> <p>（2）<u>前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>（3）<u>前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u></p> <p>第3条～第24条 （条文省略）</p> <p>（取締役会の招集および議長）</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に欠員または支障あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p>	<p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役3名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。（同基準については17頁をご参照ください。）

候補者 番号		氏名	現在の当社における 地位および担当
1	再任	寺 澤 辰 磨 てら ざわ たつ まろ	代表取締役社長
2	再任	石 井 道 遠 いし い みち とお	代表取締役副社長
3	再任	大 矢 恭 好 おお や やす よし	代表取締役
4	再任	川 村 健 一 かわ むら けん いち	取締役
5	再任	森 尾 稔 もり お みのる	社外 独立役員 取締役
6	再任	井 上 健 いの うえ けん	社外 独立役員 取締役
7	再任	高 木 勇 三 たか ぎ ゆう ぞう	社外 独立役員 取締役

候補者
番号

1

てらざわ たつまる
寺澤 辰磨

再任



生年月日：昭和22年2月25日（満70歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役社長

所有する当社の株式の数：普通株式 243,600株

取締役会等への出席状況：16回／16回（100%）

略歴：

昭和46年7月	大蔵省入省	平成19年7月	駐コロンビア共和国特命全権大使
平成15年7月	国税庁 長官	平成23年6月	株式会社横浜銀行入行
平成16年7月	同 退官		同 代表取締役頭取
平成16年7月	独立行政法人都市再生機構 理事長代理	平成28年4月	当社 代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由等

寺澤辰磨氏は、財政・金融政策の責任者や特命全権大使を務めるなど、金融・経済分野等における豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役社長および株式会社横浜銀行の代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

いし い みちとお
石井 道遠

再任



生年月日：昭和26年12月11日（満65歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役副社長

所有する当社の株式の数：普通株式 31,314株

取締役会等への出席状況：16回／16回（100%）

略歴：

昭和49年 4 月 大蔵省入省

平成20年 7 月 国税庁 長官

平成21年 7 月 同 退官

平成21年 8 月 独立行政法人経済産業研究所
上席研究員（非常勤）

平成22年 6 月 株式会社東日本銀行入行

同 代表取締役副頭取

平成23年 4 月 同 代表取締役頭取（現任）

平成28年 4 月 当社 代表取締役副社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由等

石井道遠氏は、財政・金融政策の責任者を務めるなど、金融・経済分野等における豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役副社長および株式会社東日本銀行の代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社東日本銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

3

おおや やすよし
大矢 恭好

再任



生年月日：昭和37年4月19日（満55歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 17,000株

取締役会等への出席状況：16回／16回（100%）

略歴：

昭和60年 4月	株式会社横浜銀行入行	平成27年 4月	同 代表取締役常務執行役員営業本部長 ブランド・CSR戦略本部長
平成20年 8月	同 事務統括部長	平成28年 4月	同 代表取締役常務執行役員
平成22年 4月	同 リスク統括部長	平成28年 4月	当社 代表取締役（現任）
平成23年 5月	同 執行役員経営企画部長	平成28年 6月	株式会社横浜銀行 取締役執行役員
平成24年 6月	同 取締役執行役員経営企画部長	平成29年 4月	同 取締役執行役員 リスク管理部担当 内部管理統括責任者（現任）
平成25年 4月	同 取締役執行役員経営企画部長 ブランド戦略本部副本部長		
平成26年 4月	同 取締役常務執行役員 ブランド戦略本部副本部長		

■ 取締役候補者とした理由等

大矢恭好氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、リスク管理部門、事務管理部門、IT部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役ならびに株式会社横浜銀行の取締役および代表取締役として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 取締役執行役員

候補者
番号

4

かわむら けんいち
川村 健一

再任



生年月日：昭和34年8月11日（満57歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 10,200株

取締役会等への出席状況：16回／16回（100%）

略歴：

昭和57年 4 月	株式会社横浜銀行入行	平成25年 4 月	同 執行役員
平成17年 6 月	同 統合リスク管理室長	平成25年 6 月	同 取締役執行役員
平成19年 4 月	同 融資部長	平成27年 4 月	同 取締役常務執行役員
平成21年 4 月	同 綱島支店長兼綱島エリア委員長	平成28年 4 月	当社 取締役（現任）
平成22年 4 月	同 監査部長	平成28年 6 月	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取 （現任）
平成23年 5 月	同 リスク統括部長		
平成24年 5 月	同 執行役員リスク統括部長		

■ 取締役候補者とした理由等

川村健一氏は、当社グループの一員として、リスク管理部門のほか、融資部門や監査部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の取締役ならびに株式会社横浜銀行の取締役および代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

5

もり お みのる
森尾 稔

再任

社外

独立役員



生年月日：昭和14年5月20日（満78歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 17,400株

取締役会等への出席状況：16回／16回（100%）

略歴：

昭和38年4月 ソニー株式会社入社

昭和63年6月 同 取締役

平成2年6月 同 専務取締役

平成5年6月 同 取締役副社長

平成12年6月 同 取締役副会長

平成13年6月 沖電気工業株式会社 取締役

平成15年6月 ソニー株式会社 執行役副会長

平成22年6月 沖電気工業株式会社 取締役退任

平成25年6月 株式会社横浜銀行 取締役（現任）

平成27年6月 沖電気工業株式会社 取締役（現任）

平成28年4月 当社 取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由等

森尾稔氏は、ソニー株式会社の取締役副社長、取締役副会長および執行役副会長を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時・適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

沖電気工業株式会社 社外取締役、株式会社横浜銀行 取締役（非業務執行）

■ 独立性について

森尾稔氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ その他

1. 森尾稔氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である株式会社横浜銀行の取締役（非業務執行）であります。
2. 森尾稔氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年3か月となります。

候補者
番号

6

いのうえ けん
井上 健

再任

社外

独立役員



生年月日：昭和23年1月7日（満69歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 1,541株

取締役会等への出席状況：16回／16回（100%）

略歴：

昭和45年 4月 日本銀行入行

平成10年 5月 同 人事局長

平成12年 6月 社団法人全国地方銀行協会 常務理事

平成24年 6月 株式会社東日本銀行 取締役（現任）

平成28年 4月 当社 取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由等

井上健氏は、日本銀行の要職や社団法人全国地方銀行協会の常務理事を歴任されるなど、金融機関などにおける豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時・適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社東日本銀行 取締役（非業務執行）

■ 独立性について

井上健氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ その他

1. 井上健氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である株式会社東日本銀行の取締役（非業務執行）であります。
2. 井上健氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年3か月となります。

候補者
番号 **7** たかぎ ゆうぞう
高木 勇三

再任

社外

独立役員



生年月日：昭和26年4月8日（満66歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 3,400株

取締役会等への出席状況：16回／16回（100%）

略歴：

昭和49年4月 監査法人中央会計事務所入所
昭和63年6月 同 代表社員
平成18年10月 高木公認会計士事務所 代表（現任）
平成18年12月 監査法人五大 会長・代表社員（現任）

平成19年6月 元気寿司株式会社 監査役（現任）
平成23年6月 株式会社グルメ杵屋 監査役（現任）
平成27年6月 株式会社横浜銀行 取締役（現任）
平成28年4月 当社 取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由等

高木勇三氏は、長年、監査法人の代表社員を務められるなど、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時・適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

高木公認会計士事務所代表、監査法人五大会長・代表社員、元気寿司株式会社監査役、株式会社グルメ杵屋社外監査役、株式会社横浜銀行取締役（非業務執行）

■ 独立性について

高木勇三氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ その他

1. 高木勇三氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である株式会社横浜銀行の取締役（非業務執行）であります。
2. 高木勇三氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年3か月となります。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の締結について

当社は、社外取締役候補者である森尾稔氏、井上健氏および高木勇三氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。各氏が取締役を選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

<ご参考> 独立性判断基準

社外取締役および社外監査役候補者の選任にあたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「社外役員の独立性判断基準」を満たす者とします。

○当社「社外役員の独立性判断基準」

当社またはグループ各社における社外取締役および社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しないものとします。

- (1) 当社またはグループ各社を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当社またはグループ各社の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (3) 当社またはグループ各社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
- (4) 当社またはグループ各社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等
- (5) 当社またはグループ各社から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (6) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く。）の近親者
 - A. 上記(1)～(6)に該当する者
 - B. 当社またはグループ各社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等

※ 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※ 「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当社またはグループ各社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※ 「法人等」の定義

法人以外の団体を含む。

※ 「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

※ 「近親者」の定義

二親等内の親族

※ 「重要でない者」の定義

「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す。

第3号議案

取締役および監査役の報酬等の額決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、金銭報酬である「基本報酬」および「賞与」と株式報酬である「株式報酬型ストックオプション制度」とで構成されており、社外取締役および監査役の報酬等は、金銭報酬である「基本報酬」のみとなっております。

当社の取締役および監査役の報酬等の額については、定款附則第1条の規定によりそれぞれ定めておりますが、当該附則は本定時株主総会終結の時をもって失効いたします。

本議案は、役員が適切にリスクをとるインセンティブを高め、攻めのガバナンスを実践する報酬体系とするため、現行の役員報酬枠の範囲内で金銭報酬および株式報酬の構成割合を見直し、金銭報酬については取締役の報酬等を年額480百万円（うち社外取締役分は年額50百万円以内）から年額430百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）に変更し、監査役の報酬等を引き続き年額120百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、株式報酬については、第4号議案「株式報酬制度にかかわる額および内容決定の件」において、ご審議をいただくこととしております。

また、取締役の上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まないことといたしたいと存じます。

取締役および監査役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役が7名（うち社外取締役3名）、監査役が5名となります。

第4号議案

株式報酬制度にかかわる額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、株式報酬制度について現行の「株式報酬型ストックオプション制度」を見直し、当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下当社の取締役と併せて「取締役等」という。）に対し、退任後に役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付および給付（以下「交付等」という。）するものと、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等を交付等するものとの2種類の新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役等が当社の株主の皆さまと利害を共有し、当社グループ全体の持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的としており、攻めのガバナンスを実践する観点から導入するものであります。

本議案は、定款附則第1号に定める現行の役員報酬枠の範囲内で金銭報酬および株式報酬の構成割合を見直し、第3号議案においてご承認いただく取締役の金銭報酬とは別枠で定めるものであります。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる取締役は4名（当社と委任契約を締結している執行役員は3名）となります。

2. 本制度における株式報酬等の額および内容等

本制度は、当社が取締役等の株式報酬額に相当する金員を信託へ拠出し、信託を通じて当社株式が取得され、株式報酬として、取締役等に当社株式等の交付等を行うものです。

本制度では、取締役等の退任後に当社株式等の交付等を行う信託Ⅰと、中期経営計画の期間である3事業年度（以下「対象期間」という。）の終了後に当社株式等の交付等を行う信託Ⅱの2種類の信託を設定いたします。

本制度の内容は以下のとおりです。

①本制度の当社における対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役(社外取締役を除く。) ・委任契約を締結している執行役員 	
②当社が拠出する金員の上限	信託Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として、160百万円(ただし、平成29年度に設定する本制度は現行の中期経営計画の残りの期間である2事業年度を対象として108百万円)
	信託Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として、254百万円(ただし、平成29年度に設定する本制度は現行の中期経営計画の残りの期間である2事業年度を対象として170百万円)
③取締役等が取得する当社株式等の数の上限	信託Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイント数(当社株式数)の上限は、145,200ポイント(※)
	信託Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイント数(当社株式数)の上限は、228,500ポイント(業績連動係数の最大値適用の場合)(※)
④株式価値の希薄化の影響および当社株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの上限に相当する当社株式数の合計である373,700株の当社発行済株式の総数(平成29年3月31日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.03% ・当社株式は、株式市場または当社(自己株式処分)から取得予定(平成29年度に設定する本制度は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない) 	
⑤業績連動係数の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・信託Ⅱでは中期経営計画の最終事業年度の会社業績指標の業績達成度に応じて75~200%の範囲で変動(会社業績指標は報酬・人事委員会の審議を経て決定) 	
⑥当社株式等の交付等の時期	信託Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役等の退任後
	信託Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間終了後

(※) 1ポイントは、当社株式1株とします。信託Ⅰおよび信託Ⅱに属する当社株式数が、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等により増加または減少した場合、交付等が行われる1ポイントあたり当社株式数を見直します。また、ポイント数の上限は、上記②の金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

3. その他

当社の子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行（以下「子会社」といい、当社と子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下本議案において同じ。）および各子会社と委任契約を締結している執行役員（以下子会社の取締役と併せて「子会社取締役等」という。また、当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）も、本制度の対象とし、対象取締役等は、同一の信託で管理いたします。当社を含む対象会社全体の金員の上限等は以下のとおりです。なお、当社株式の取得方法、業績連動係数の内容および当社株式等の交付等の時期は、上記の当社分と同様の扱いとなります。

①対象会社が拠出する金員の上限	信託Ⅰ	・ 3事業年度を対象として、500百万円(ただし、平成29年度に設定する本制度は現行の中期経営計画の残りの期間である2事業年度を対象として336百万円)
	信託Ⅱ	・ 3事業年度を対象として、800百万円(ただし、平成29年度に設定する本制度は現行の中期経営計画の残りの期間である2事業年度を対象として536百万円)
②対象取締役等が取得する当社株式等の数の上限	信託Ⅰ	・ 1事業年度あたりに対象取締役等に付与されるポイント数(当社株式数)の上限は、451,700ポイント
	信託Ⅱ	・ 1事業年度あたりに対象取締役等に付与されるポイント数(当社株式数)の上限は、720,400ポイント(業績連動係数の最大値適用の場合)
③株式価値の希薄化の影響		・ 上記の1事業年度あたりに対象取締役等に付与されるポイントの上限に相当する当社株式数の合計である1,172,100株の当社発行済株式の総数(平成29年3月31日時点。自己株式控除後)に対する割合は約0.09%

本制度の詳細については、次頁ご参考または平成29年5月12日付プレスリリース「取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

(ご参考)

(1) 各対象会社による金員の拠出

当社は、対象期間ごとに当社の取締役等の株式報酬額に相当する金員を拠出し、子会社が拠出する子会社取締役等の株式報酬額に相当する金員と併せて、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間の2つの信託（以下「本信託」という。）を設定（後述の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、拠出された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託内の当社株式は、対象会社が拠出した金額に応じて対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。

なお、本信託に拠出する金員の上限は、金銭報酬と合わせた1事業年度あたりの報酬総額が現行の1事業年度あたりの報酬総額に収まるように算出しています。

本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、子会社から拠出を受けた金員に、本株主総会で承認を受けた範囲内で追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、上記に定める金額の範囲内とします。

(2) 対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

①信託I

信託Iより対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等は、役員ごとにあらかじめ定められたポイント（以下「信託Iポイント」という。）により定まります。信託Iポイントは、対象期間中に毎月付与され、ポイント数を累積していきます（以下ポイント数の累積値を「累計ポイント数」という。）。

②信託II

信託IIより対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等は、中期経営計画の達成度に応じて付与されるポイント（以下「信託IIポイント」という。）により定まります。信託IIポイントは、対象期間中、毎月役員ごとにあらかじめ定められたポイントが付与されます。対象期間の終了後に、対象期間の業績に応じてポイントの加算または減算

を行い、累計ポイント数を算出します。

信託Ⅱポイントの加算または減算に際して用いる業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標の業績達成度に応じて75～200%の範囲で変動します。

(3) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、以下に定める時期に上記(2)に基づき算出される累計ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該累計ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式は切り上げ。)の交付を受け、残りの累計ポイントに相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

①信託Ⅰ：当該対象取締役等の退任後(※)

②信託Ⅱ：対象期間終了後

(※) 本信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が存在している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、信託Ⅰの信託期間を延長させることがあります。ただし、その場合には、それ以降、当該対象取締役等にポイントの付与は行われません。

(4) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

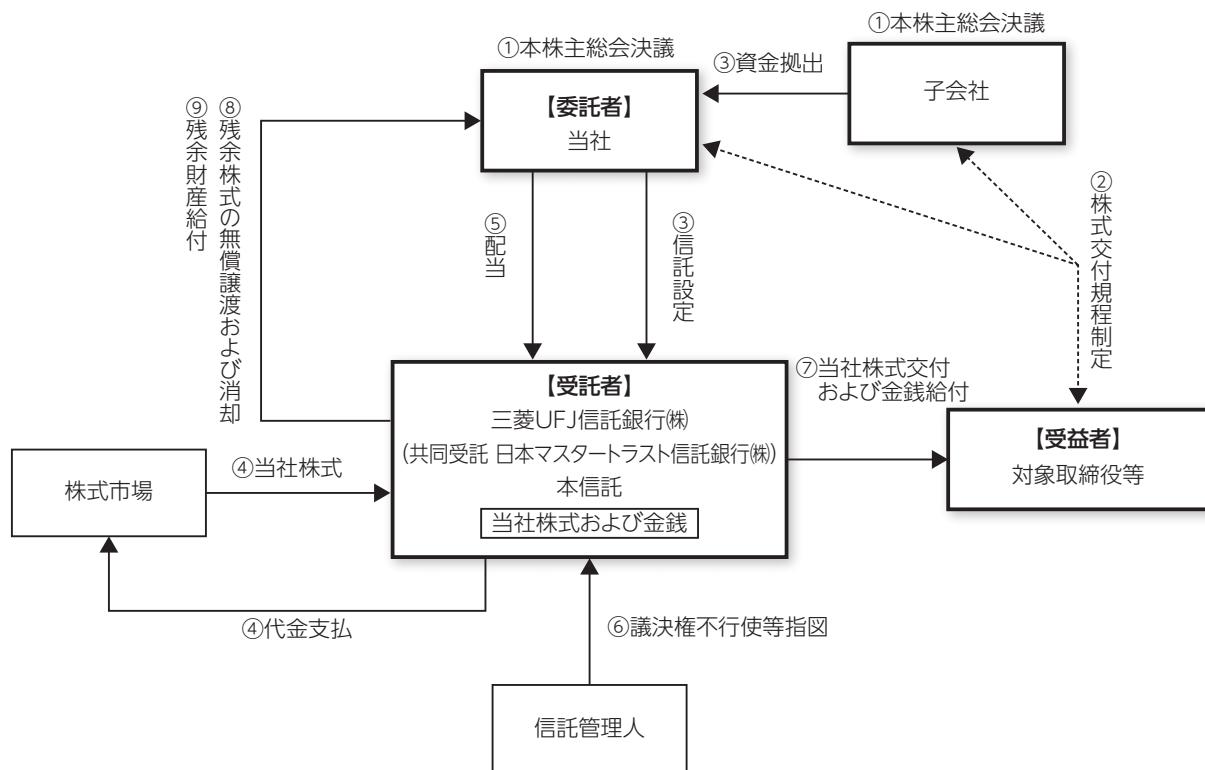
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(5) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(平成29年5月12日付プレスリリースの抜粋)

本制度の仕組み



- ① 各対象会社は、本株主総会において、本制度の導入および役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 各子会社は、①における本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社に金銭を拠出します。当社（委託者）は、①における本株主総会の承認決議の範囲内の金銭に、各子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者として、
 - ・対象取締役等の退任後に当社株式等の交付等を行う信託（以下、「信託I」といいます。）
および
 - ・対象期間の終了後に当社株式等の交付等を行う信託（以下、「信託II」といいます。）を設定します。
- ④ 信託Iおよび信託II（以下、併せて「本信託」といいます。）の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けただうえで、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、対象取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式（信託IIについて、信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある対象取締役等に対して、その退任後に交付等を行うことが予定される当社株式を除きます。）を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※平成29年度に設定する信託では、上記④における当社株式の取得を株式市場から実施する予定ですが、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続する場合には、株式の追加取得を行う際、当社（自己株式処分）から取得する可能性があります。

以 上

第1期事業報告

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[設立経緯および経営理念、企業集団の主要な事業内容]

当社は、横浜銀行と東日本銀行が平成26年11月に経営統合に関する基本合意書を、平成27年9月に経営統合契約書をそれぞれ締結し、平成27年12月に両行の臨時株主総会の承認をいただき、平成28年4月1日に両行の共同株式移転により発足しました。

当社グループの経営理念は、「グループ各社の強みと特色を活かし協働することにより、お客さまに対する最高の金融サービスの提供を通じて、地域の発展とともに企業価値の向上を目指し、信頼される金融グループとして、活力ある未来の創造に貢献します。」と定めております。

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、金融商品取引業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業をおこなっており、銀行持株会社である当社ならびに、子会社である横浜銀行、東日本銀行と、その子会社等18社で構成しております。

[金融経済環境]

平成28年度の経済金融情勢を顧みますと、平成28年1月の中国株の暴落、人民元安、および原油価格の下落等の動きを受け、世界的にリスクオフの流れが強まり、円高株安傾向が進み、6月の英国のEU離脱の国民投票の結果を受け、日経平均株価が一時15,000円を割り込みました。しかし、11月の米国大統領選挙後は、米国の経済政策への期待感から円相場は一転して円安



基調に転じ、株価も上昇しました。

国内金融情勢については、世界的なリスクオフが物価の基調に悪影響を及ぼすリスクが高まったことから、そのリスクの顕在化を未然に防ぐため、日本銀行が平成28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入し、年度当初から短期金利、長期金利ともにマイナス圏で推移しました。9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入されて以降は、長期金利はプラス圏となりましたがゼロ近傍で推移し、短期金利については依然としてマイナス圏で推移しました。

国内経済については、緩やかな回復基調を維持しましたが一部に改善の遅れがみられました。首都圏経済をみると、個人消費は雇用・所得の改善を背景に緩やかに回復した一方、生産活動は概ね横ばいで推移し、神奈川県では輸出が減少するなど足踏みがみられました。

また、国内の消費者物価上昇率は、年度当初からマイナス圏が続きましたが、米国大統領選挙を契機とした円安基調への転換や、原油価格の持ち直しにより、平成29年1月以降プラスに転じたものの、その上昇幅は小幅にとどまりました。

【中期経営計画】

当社グループは、マイナス金利導入後の金融環境を踏まえ、平成28年4月から平成31年3月までの中期経営計画「One Heart for You ~1st Stage~」を策定しました。この経営統合後の3年間で「金融環境の変化に即応し、経営統合効果の早期実現に向けた効率化や成長投資に積極的に取り組む」期間と位置づけ、厳しい経営環境の中で金融グループとして将来の発展につながる以下の基本戦略を掲げました。

- ①お客さまとの接点拡大とサービスの拡充
- ②グループシナジーの早期実現による成長の加速
- ③多様性と広範な専門知識を有する人材の育成
- ④地方創生をはじめとする地域の課題への主体的な関与

【平成28年度の取り組み】

平成28年度は、中期経営計画の初年度として、4つの基本戦略について次のような取り組みを実施しました。

①お客さまとの接点拡大とサービスの拡充

お客さまとの接点拡大のため、両行の既存店舗を活用した共同店舗を中心に効率的な新規出店を進め、グループで9か所の営業拠点を新設しました。

横浜銀行は、地方銀行初の銀銀共同店舗となった立川支店をはじめ、資産家向けコンサルティング営業拠点を4か所新設しました。また、平日来店が難しいお客さま向けに、土曜日・日曜日に営業をおこなう「はまぎん土日BANK」を上大岡支店と町田支店で開始するとともに、スマートフォンアプリ「横浜銀行残高照会アプリ」に他の銀行や証券会社の残高や利用明細を一元的に表示できる機能を追加する等、対面・非対面を融合したリレーションの拡大・深化を進めました。

東日本銀行は、横浜銀行恵比寿支店および大森支店内に法人営業事務所を新設したのをはじめ、5か所の営業拠点を新設し、フェイストウフェイスによるきめ細かな対面営業力を活かすための店舗網を拡充しました。

②グループシナジーの早期実現による成長の加速

グループシナジーの早期実現に向け、まず、両行の事務の共同化や横浜銀行のローコストオペレーションの東日本銀行への導入等のコストシナジー施策を着実に実施して、その成果を都内への新規出店や事務から営業への人員のシフト等の収益シナジー施策にあて、横浜銀行は資産家向け融資の拡大を、東日本銀行はリスクテイク力の強化による中小企業融資の拡大を実現しました。

その結果、中期経営計画で定めた3か年累計のコストシナジー目標25億円、収益シナジー目標100億円のうち、初年度のコストシナジー目標5億円に対しては6割、収益シナジー目標10億円に対しては3割上回る実績をあげることができました。

また、両行の連携強化により、両行のお客さまの相互紹介やビジネスマッチング、東日本銀行のお客さまに対する横浜銀行の海外進出支援等のソリューション機能の提供など、お客さまへの情報・サービスの提供を一層充実し、経営統合によるサービスの拡充に取り組みました。

③多様性と広範な専門知識を有する人材の育成

高度なコンサルティングやソリューションを提供できる人材の育成、およびダイバーシティの推進に積極的に取り組みました。新しい職務への挑戦やスキルの高度化を促進する人事制度を導入したほか、両行が共同で利用できる教育研修制度の充実、両行の人材交流やノウハウの共有などにより、グループ全体で人材育成体制を

強化しました。

なお、横浜銀行は、女性が働きやすい職場づくりへの取り組みが評価され、平成28年5月に厚生労働大臣が認定する女性活躍推進にかかる優良企業「えるぼし」の3つ星企業に神奈川県内で初めて認定されました。

④地方創生をはじめとする地域の課題への主体的な関与

豊かな地域社会の創造に向け、各地域の開発プロジェクトなどの地域の課題に主体的に取り組みました。横浜銀行は、連結子会社の浜銀総合研究所とともに、地元神奈川の地方公共団体34団体のうち29団体について、推進会議への参画や戦略策定支援業務の受託等を通じ、地方版総合戦略の策定に貢献しました。

また、「神奈川県プロフェッショナル人材活用センター」と連携し、新事業や新たな販路開拓などの経営課題を抱えているお客さまへ専門人材のマッチングを積極的に支援し、平成29年1月に内閣府地方創生推進室内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から、地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」として表彰されました。

【平成28年度の業績】

平成28年度の横浜銀行、東日本銀行の業績については、貸出金はともに前年度比で増加しましたが、経常利益・当期純利益については、マイナス金利等の影響により、金利の低下に伴う貸出金利息の減少、保険商品の販売停止等による投資型商品販売額の減少、市場運用収益の減少等により、前年度比で減少しました。

【横浜銀行の主要勘定期末残高および単体業績】

主要勘定の期末残高は、預金が前年度末比4,744億円増加の13兆1,552億円、貸出金が前年度末比3,098億円増加の10兆3,153億円となりました。

経常利益は前年度比210億64百万円減少の873億69百万円、当期純利益は前年度比118億59百万円減少の609億75百万円となりましたが、昨年5月公表の当初業績予想をともに上回りました。

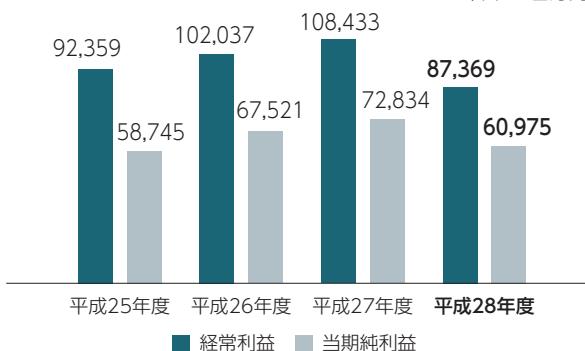
横浜銀行 預貸金の推移

(単位：億円)



横浜銀行 利益の推移

(単位：百万円)



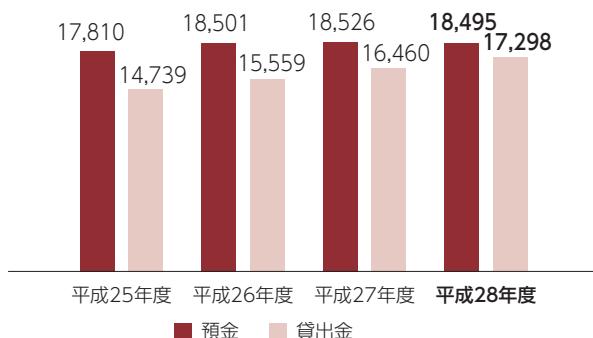
【東日本銀行の主要勘定期末残高および単体業績】

主要勘定の期末残高は、預金が前年度末比30億円減少の1兆8,495億円、貸出金が前年度末比837億円増加の1兆7,298億円となりました。

経常利益は、マイナス金利の影響に加え、有価証券売却益等が減少したことから、前年度比72億74百万円減少の60億43百万円、当期純利益は前年度比27億19百万円減少の41億98百万円となりましたが、昨年5月公表の当初業績予想をともに上回りました。

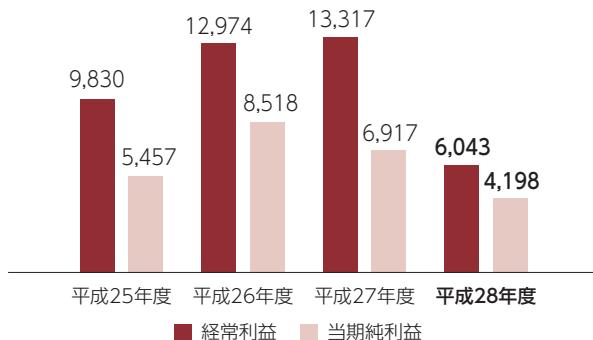
東日本銀行 預貸金の推移

(単位：億円)



東日本銀行 利益の推移

(単位：百万円)



【当社グループの連結業績】

当社グループの連結業績は、連結経常収益は3,294億円、連結経常利益は971億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,266億円となりました。なお、経営統合に伴う「負ののれん発生益」として603億円を特別利益に計上しており、負ののれん発生益を除いた親会社株主に帰属する当期純利益は663億円となり、平成28年5月に公表した年度業績予想を上回りました。普通株式等Tier1比率は11.14%と引き続き高い質と十分な水準を維持しました。また、劣後債200億円の発行により、総自己資本比率は11.52%となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益（負ののれん発生益を除く。）が600億円を超えたことから、平成28年度の配当は、普通配当13円、記念配当1円、特別配当1円の合計15円を実施することとしました。この配当に自己株式の取得125億円を加えた株主に対する総還元性向は、負ののれん発生益を除いた親会社株主に帰属する当期純利益の48%となりました。

【企業集団が対処すべき課題】

中期経営計画2年目にあたる平成29年度は、日本銀行の現在の金融緩和政策が当面続くとの見込みのもと、最終年度の目標を達成するための基礎固めの年として、中期経営計画に当初掲げた施策に加え、さらなるコストの削減とグループ経営体制を充実・定着させるための施策に取り組んでまいります。

①グループ経営体制の充実・定着

経営統合初年度に構築したグループ経営の枠組みを有機的に機能させるため、持株会社へ経営企画、リスク管理、ALM部門等を集約し、経営管理機能を拡充することにより、グループ経営体制の充実・定着を一層推進します。これに伴い、子会社の本部組織を見直し、フラットで簡素な組織に再編することで、業務の効率化を進め、さらなるコストシナジーを追求してまいります。

これにより創出した人員や経営資源を、グループ企業の垣根を越えて、成長分野や戦略投資に充てることにより、グループ収益力の向上をはかってまいります。

あわせて、働き方改革を推進し、業務の合理化・効率化を進めるとともに、職員のライフワークバランスの改善と従業員満足度の向上を実現することにより、一人ひとりの生産性を高めてまいります。

②フィンテックの活用

ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、ブロックチェーン技術等を活用した新たな金融サービスについては、今後さらに進展が見込まれるため、引き続き、お客さまの利便性・サービス向上に資する分野に前向きに取り組んでまいります。

平成29年度は、平成28年12月に導入したオムニチャネル・システムが本格稼働するとともに、今後予定している店舗やコールセンターを含めた全てのチャンネルのリアルタイム連携に向けた投資を進め、「いつでも」「どこでも」お客さまのニーズにより的確にお応えできる環境を整備してまいります。

また、AIと会計ビッグデータ等を融合し、ウェブなどで融資が完結するオンラインレンディングの仕組みや、ブロックチェーン技術を活用した送金サービスなど、新たな金融サービスの事業化に取り組んでまいります。

③ガバナンス強化

当社グループの持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値の向上をはかるため、現行の役員報酬枠の範囲内で、役員が適切にリスクをとるインセンティブを高め、攻めのガバナンスを実践する報酬体系に見直すこととし、第1期定時株主総会にお諮りいたします。

まず、現金報酬における変動報酬の割合を高め、さらに、現金報酬に対する株式報酬の割合を高めます。株式報酬については、現行のストックオプションを改めて、信託制度を活用して当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を退職時に交付および給付するものと、中期経営計画の終了時に業績指標の達成度に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付するものと2つの制度を創設します。中期業績連動の報酬については、社外取締役からなる報酬・人事委員会が評価します。

さらに、当社の取締役会が、株主の皆さまの負託にお応えし、その課せられた役割・責務を十分に果たしていけるよう、取締役会の実効性を評価し必要な改善を進めてまいります。

コンコルディア・フィナンシャルグループは、地域の発展とともに活力ある未来の創造に貢献できる金融グループとして邁進し、お客さまのお役に立つことで皆さまから愛されサポートされる金融グループを目指してまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	—	—	—	3,294
経常利益	—	—	—	971
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	1,266
包括利益	—	—	—	1,289
純資産額	—	—	—	11,137
総資産	—	—	—	187,399

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は平成28年4月1日設立のため、平成27年度以前の状況については記載しておりません。

ロ. 当社の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業収益	—	—	—	580
受取配当金	—	—	—	559
銀行業を営む子会社	—	—	—	559
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	— 百万円	— 百万円	— 百万円	56,037 百万円
1株当たり当期純利益	— 円 銭	— 円 銭	— 円 銭	43.39 円 銭
総資産	—	—	—	9,337
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	8,796
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は平成28年4月1日設立のため、平成27年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	6,343人	—

- (注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。
 2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
 3. 当社は平成28年4月1日設立のため、前年度末については記載しておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 株式会社横浜銀行

① 営業所等の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
神奈川県	180	8	180	8
東京都	22	—	20	—
群馬県	3	—	3	—
大阪府	1	—	1	—
愛知県	1	—	1	—
国内計	207	8	205	8
アジア	1	—	1	—
海外計	1	—	1	—
合計	208	8	206	8

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、内部事務等をおこなう施設を2か所（前年度末該当なし）を設置しております。
 2. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

営業所名	所在地
立川支店	東京都立川市柴崎町三丁目11番2号
吉祥寺支店	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目14番5号

- (注) 当年度において、内部事務等をおこなう施設として深川プライベートバンキングオフィス（東京都江東区千田6番12号）、八幡山プライベートバンキングオフィス（東京都世田谷区上北沢五丁目13番13号）を新設いたしました。

□. 株式会社東日本銀行

① 営業所等の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
東 京 都	54	2	51	2
茨 城 県	13	—	13	—
神 奈 川 県	9	—	9	—
埼 玉 県	5	—	5	—
千 葉 県	3	—	3	—
栃 木 県	1	—	1	—
合 計	85	2	82	2

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において内部事務等をおこなう施設を2か所（前年度末該当なし）設置しております。
 2. 上記のうち、インターネット支店を東京都に含んでおります。
 3. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

営 業 所 名	所 在 地
赤 坂 支 店	東京都港区赤坂一丁目3番6号
高 田 馬 場 支 店	東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
中 野 支 店	東京都中野区中野二丁目19番2号

- (注) 当年度において内部事務等をおこなう施設として渋谷支店恵比寿法人営業事務所（東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号）、蒲田支店大森法人営業事務所（東京都品川区南大井六丁目26番1号）を新設いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	9,776
---------	-------

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設、改修等

会社名	店舗名その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資金額 (百万円)
株式会社 横浜銀行	本店	神奈川県横浜市	改修その他	銀行業	電気設備等	1,708
	営業店他	神奈川県他	更改その他	銀行業	ATM等	2,062

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ハ. 重要な設備の除却、売却等

該当ございません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	銀行業	大正9年12月16日	215,628百万円	100.00%	—
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	銀行業	大正13年4月5日	38,300百万円	100.00%	—
横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区新横浜三丁目3番1号	事務代行業	昭和57年7月26日	20百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	有料職業紹介、銀行店舗・施設管理	昭和60年5月10日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業	平成元年7月21日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区新横浜三丁目3番1号	事務代行業	平成8年11月18日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社バンクカードサービス	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業	平成11年4月21日	200百万円	78.70% (78.70)%	—
浜銀T T証券株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	金融商品取引業	平成20年5月2日	3,307百万円	60.00% (60.00)%	—
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	リース業	昭和54年9月20日	200百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜信用保証株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	保証業	昭和52年12月23日	50百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	ベンチャーキャピタル業	昭和59年3月22日	300百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	情報サービス、調査業	昭和63年7月21日	100百万円	100.00% (100.00)%	—
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券投資信託委託業	平成26年11月25日	300百万円	34.00% (34.00)%	—
東日本ビジネスサービス株式会社	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	事務代行業	昭和59年5月10日	10百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本保証サービス株式会社	東京都江戸川区小松川三丁目12番1-101号	保証業	平成2年7月2日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本銀ジェーシービーカード株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	クレジットカード業	平成8年7月1日	30百万円	90.00% (90.00)%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接議決権比率であります。
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社は持分法適用関連会社であります。
 5. 株式会社横浜銀行の100%子会社でありましたYokohama Preferred Capital Cayman Limitedは平成29年2月23日に清算終了しております。

ハ. 重要な業務提携の概況

子会社である株式会社横浜銀行は、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および株式会社七十七銀行との間で、システム共同利用をおこなっております。また、株式会社東日本銀行をあらたに加え、5銀行によるシステム共同利用に関する検討をおこなうことで、平成28年3月に基本合意しております。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度未現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
寺澤辰麿	代表取締役社長		
石井道遠	代表取締役副社長	株式会社東日本銀行 代表取締役頭取	
大矢恭好	代表取締役	株式会社横浜銀行 取締役執行役員	
川村健一	取締役	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取	
森尾稔	取締役（社外役員）	沖電気工業株式会社取締役 株式会社横浜銀行取締役	(注1)
井上健	取締役（社外役員）	株式会社東日本銀行取締役	(注1)
高木勇三	取締役（社外役員）	高木公認会計士事務所代表 監査法人五大会長・代表社員 元気寿司株式会社監査役 株式会社グルメ杵屋監査役 株式会社横浜銀行取締役	(注1)
天野克則	常勤監査役		
前川洋二	常勤監査役		(注2)
野田賢治郎	監査役（社外役員）		(注1)
緒方瑞穂	監査役（社外役員）	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役	(注1)
橋本圭一郎	監査役（社外役員）	井植グループ本社株式会社 代表取締役副社長 塩屋土地株式会社代表取締役副会長 株式会社東日本銀行監査役	(注1)

- (注) 1. 取締役森尾稔氏、取締役井上健氏、取締役高木勇三氏、監査役野田賢治郎氏、監査役緒方瑞穂氏および監査役橋本圭一郎氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役前川洋二氏は、主計室長として長年、財務・会計業務に携わるなど、豊富な業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(参考)

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
並木道男	執行役員 経営企画部長
大澤直樹	執行役員 グループ戦略企画部長
工藤光和	執行役員 リスク統括部長
酒井隆	執行役員 経営企画部副部長
小峰直	執行役員 グループ戦略企画部副部長

(2) 会社役員に対する報酬等

会社役員に対する報酬等のうち、取締役の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績等に応じて支給する「賞与」、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。社外取締役および監査役の報酬については、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

取締役の「基本報酬」および「賞与」は年額

480百万円以内、「株式報酬型ストックオプション」は年額60百万円以内、監査役の報酬は年額120百万円以内として、それぞれ定款において定められており、取締役の報酬等は取締役会決議、監査役の報酬は監査役協議により、具体的な報酬額を決定しております。

なお、取締役報酬の客観性、透明性を確保するため、報酬・人事委員会を設置しております。

平成28年度における会社役員に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。

(単位：人、百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	7	166
監 査 役	5	75
計	12	241

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
 3. 取締役の報酬等には、当期の賞与に関する費用29百万円が含まれております。
 4. 取締役の報酬等には、取締役に付与したストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額11百万円が含まれております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 尾 稔	会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
井 上 健	
高 木 勇 三	
天 野 克 則	
前 川 洋 二	
野 田 賢 治 郎	
緒 方 瑞 穂	
橋 本 圭 一 郎	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職の状況
森 尾 稔	沖電気工業株式会社取締役（社外取締役） 株式会社横浜銀行取締役（非業務執行取締役）（注1）
井 上 健	株式会社東日本銀行取締役（非業務執行取締役）（注2）
高 木 勇 三	高木公認会計士事務所代表 監査法人五大会長・代表社員 株式会社グルメ杵屋監査役（社外監査役） 元気寿司株式会社監査役 株式会社横浜銀行取締役（非業務執行取締役）（注1）
緒 方 瑞 穂	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役
橋 本 圭 一 郎	井植グループ本社株式会社 代表取締役副社長 塩屋土地株式会社 代表取締役副会長 株式会社東日本銀行監査役（注2）

- (注) 1. 社外取締役の森尾稔氏および高木勇三氏が兼職しております株式会社横浜銀行は、当社の完全子会社であります。
2. 社外取締役の井上健氏、社外監査役の橋本圭一郎氏が兼職しております株式会社東日本銀行は、当社の完全子会社であります。
3. その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
森尾 稔	1年	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
井上 健	1年	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融機関などにおける豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
高木 勇三	1年	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	必要に応じ、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
野田 賢治郎	1年	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
緒方 瑞穂	1年	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、不動産鑑定士や法人の代表者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
橋本 圭一郎	1年	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6	38	21

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,287,616千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 33,867名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	79,439	6.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	56,183	4.39
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	40,002	3.13
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	37,576	2.94
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	36,494	2.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX E X E M P T E D P E N S I O N F U N D S	27,452	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	25,413	1.98
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	24,578	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	23,736	1.85
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	21,994	1.72

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（9,968千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木村 充 男	14	(会計監査人の報酬等の額に監査役等が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。 (会計監査人が対価を得ておこなう非監査業務の内容) コンフォートレター作成業務
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬 和 政		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 濱原 啓 之		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額185百万円であります。
 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会社法の規定にもとづき、監査役全員の同意による解任（1.の場合に限ります。）または解任もしくは不再任に関する株主総会の議案の内容の決定を検討し、解任または不再任が妥当と判断した場合には、解任またはこれらの議案の内容の決定をおこないます。

1. 会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合
2. 会社法、公認会計士法等の法令に違反する行為があったと認められる場合

3. 会計監査人としての独立性、監査の品質、その他総合的な監査能力等の観点から、監査を適切に遂行することが困難と判断される場合

□. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行持株会社の重要な子会社および子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針は定めておりませんが、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただきます。よって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。このような認識のもと、当社は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的におこなうことを通じて企業価値の向上に取り組みます。なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、経営方針を徹底し、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。」と記載しております。

7 業務の適正を確保する体制

当社は、当社グループが法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用するとともに、継続的な評価および必要な改善措置を講じることにより、実効性向上に努めています。

(内部統制システム構築の基本方針の概要)

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンス基本方針等を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループの全役職員に顧客保護、個人情報保護、反社会的勢力との関係遮断等を含めた法令等遵守を徹底します。
- ロ. 取締役会は、「コンプライアンス会議（経営会議）」を設置し、当社グループのコンプライアンス実現のための具体的な実践計画として、基本方針に則した年度ごとの「コンプライアンスプログラム」を制定するとともに、当社グループ全体のコンプライアンスプログラムの進捗状況や、コンプライアンスの状況についてモニタリングをおこなうことで実効性を高めます。
- ハ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する業務をグループ一元的に管理・指導します。
- ニ. 取締役会は、コンプライアンス上問題のある事項について、当社グループの全役職員が当社のコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制を整備し、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じます。
- ホ. 取締役会は、当社グループから独立した立場にある社外取締役を複数選任することにより、社外の視点による監督機能の維持・向上をはかります。
- ヘ. 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス態勢等の有効性および適切性について監査します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報は、規程により各会議の議事録およびその他の文書等を保存・管理します。また、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、当社グループ全体のリスク統括部署やリスクの種類ごとにリスク管理部署を定めることにより、当社グループ内のリスクの伝播や集中等を含めたリスク管理を適切におこなう態勢を構築します。

ロ. 取締役会および経営会議等は、当社グループのリスク管理を健全かつ効果的に実施するとともに、当社グループの戦略目標や外部環境の変化等を踏まえてリスク管理の方針・手続きを定期的かつ継続的に見直します。また、経営会議として設置する「ALM・リスク管理会議」は、当社グループが抱える各種リスクをグループ共通の枠組みで把握するとともに、把握したリスクを子会社の業務執行や管理態勢の整備等に活用することで、リスク管理の実効性を高めます。

ハ. 内部監査部署は、リスク管理態勢等の有効性および適切性について監査します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- ① 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置
- ② 職務の権限に関する規程の制定による委任の範囲の明確化
- ③ 取締役会による経営方針および経営計画の策定
- ④ 取締役会および経営会議における業績および主要事項の進捗などの適切なグループ経営管理

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定します。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役会は、当社グループの経営管理に関する基本規程および協議・報告に関する規程を定め、当社と子会社の役割および権限を明確化することにより、当社グループの業務の適切性と効率性を確保します。

ロ. 取締役会は、当社グループにおける経営資源配分の最適化をはかり、子会社のリスク管理、コンプライアンス等の態勢を整備します。

ハ. 内部監査部署は、当社グループの内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を当社の取締役および監査役に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助します。
- ロ. 監査役室に属する職員の人事異動、人事評価等について、監査役へ事前に報告し、監査役は意見を付すことができることとします。
- ハ. 監査役室に属する職員は、監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

(8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および使用人が、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為がなされている事実または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が、当該会社においてそれらの事実があることを発見したときは、それらの者は、当該事実を直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に報告します。
- ロ. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、その業務の執行状況等について、当社の監査役会または監査役に対して適切に報告します。
- ハ. 当社グループは、当社の監査役会または監査役への報告者に対して、いかなる不利益な取扱いもおこないません。

(9) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとします。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換をおこないます。
- ハ. 監査役は、会計監査人、内部監査部署および子会社の監査役等と緊密に連携するとともに、当社グループの役職員と定期的に会合を持つことにより、実効的な監査をおこないます。
- ニ. 当社は、会社法第388条の定めに従い、監査役の請求にもとづき、必要な監査費用を支払います。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する体制

- イ. 経営会議において平成28年度コンプライアンスプログラムを制定し、役職員はその実践に努めました。
- ロ. 問題事例の再発防止や法令等違反の未然防止等に向けて、経営会議のひとつとして代表取締役・取締役などによって構成されるコンプライアンス会議を、原則3か月に1回、必要に応じて随時開催しております。当事業年度は、4回開催し、協議・決定等をおこないました。
- ハ. 役職員等からコンプライアンス統括部署への直接通報制度であるコンプライアンスホットラインを適切に運用し、問題事例等の通報に対して、コンプライアンス統括部署が是正・改善のために速やかに対応しました。

(2) リスク管理体制

- イ. 取締役会において制定した「リスク管理の基本規程」および各種リスク管理に関する基本規程をはじめとする関係規程にもとづき、有効なリスク管理に努めました。
- ロ. 取締役会および経営会議は、各種リスクの水準や管理状況について定期的に報告を受け、各種リスクを適切に管理するうえで必要な決定を適時におこないました。

(3) 取締役の職務執行の効率性確保および情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役会は、取締役会の運営、経営会議の設置・運営に関する規程を定めています。また、当社の職制、業務分掌および決裁権限に関する規程は、経営会議等において定めています。
- ロ. 取締役会は、平成28年度から平成30年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画のもとで、平成28年度の業務運営方針および予算を決定しました。また、取締役会および経営会議は、担当部署からの定期的な報告等にもとづき、業務運営方針や予算に照らした業績その他主要事項の進捗管理、経営管理をおこないました。
- ハ. 取締役会、経営会議等の議事録および取締役の職務の執行に係るその他の文書等は、関係規程にしたがい、適切に保存・管理しています。

(4) 財務報告の適正性確保に関する体制

取締役会において制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」にもとづき、財務報告に関する内部統制の有効性を定期的に評価しております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会において制定した「グループ経営管理規程」にもとづき、子会社にて発生したグループ全体に大きな影響を及ぼす事項や内部統制上必要な事項等について、協議・決定等をおこないました。
- ロ. ALM・リスク管理会議やグループ営業戦略会議を定期的を開催して、グループ内会社の業務実績やリスク管理の状況等について報告を受けるとともに、リスク管理をはじめとする内部管理態勢に関する協議や各種経営目標の設定とその履行状況の検証等をおこないました。
- ハ. 当社の監査部は、当社グループの業務運営の適正を確保する観点から、監査役室を除く当社のすべての部署・業務に加え、グループ内会社に対する監査を実施したほか、当社グループの内部監査を統括し、取締役会等に内部監査結果を定期的に報告しています。

(6) 監査役監査の実効性確保に関する体制

- イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置し、監査役の指示に従って監査役および監査役会を補佐する専任担当者を配置しています。
- ロ. 当社の取締役および使用人ならびにグループ内会社の取締役、監査役および使用人が直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に対して必要な報告をおこなうことについては、周知徹底がはかられています。
- ハ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認と当社グループの課題等に関する意見の交換を実施しました。また、監査役は、当社の取締役、部長、内部監査部門やコンプライアンス統括部門の管理者、子会社の役職員および監査役、当社の会計監査人等との間で、定期的に会合を開催することや随時に報告・説明を求めること等を通じて、情報の収集や意見の交換を実施しました。

8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	829,491百万円	933,727百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

10 会計参与に関する事項

該当ございません。

11 その他

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針)

当社は株主の皆さまに対して機動的な利益還元を実施するとともに、経営・財務の安定度をより一層高めていくため、以下のとおり安定配当をベースとした業績連動型の利益還元方針としております。

利益還元方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 普通配当金：業績にかかわらず年13円を安定的にお支払いいたします。 (2) 特別配当金：年度の親会社株主に帰属する当期純利益（負ののれん発生益は除く。）が600億円を上回る場合には、特別配当を実施いたします。 (3) 自己株式取得：市場動向や業績見通しなどを勘案のうえ、機動的な自己株式の取得を実施いたします。 (4) 総還元性向：株主還元の合計額については、年度の親会社株主に帰属する当期純利益（負ののれん発生益は除く。）の50%を目途といたします。
--------	---

連結計算書類

第1期末(平成29年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,207,127	預金	14,930,282
コールローン及び買入手形	251,239	譲渡性預金	300,570
買入金銭債権	79,910	コールマネー及び売渡手形	1,024,471
特定取引資産	6,613	債券貸借取引受入担保金	96,905
有価証券	2,680,114	特定取引負債	133
貸出金	11,978,083	借入金	909,679
外国為替	14,281	外国為替	257
リース債権及びリース投資資産	66,649	社債	20,000
その他資産	170,580	その他負債	171,094
有形固定資産	158,231	賞与引当金	4,596
建物	52,204	役員賞与引当金	76
土地	93,137	退職給付に係る負債	1,945
リース資産	1,248	睡眠預金払戻損失引当金	1,931
建設仮勘定	1,694	システム解約損失引当金	2,270
その他の有形固定資産	9,946	偶発損失引当金	985
無形固定資産	12,451	特別法上の引当金	16
ソフトウェア	11,291	繰延税金負債	15,772
のれん	183	再評価に係る繰延税金負債	16,594
リース資産	181	支払承諾	128,643
その他の無形固定資産	795	負債の部合計	17,626,227
退職給付に係る資産	30,609	(純資産の部)	
繰延税金資産	7,477	資本金	150,078
支払承諾見返	128,643	資本剰余金	286,112
貸倒引当金	△ 52,083	利益剰余金	560,900
資産の部合計	18,739,930	自己株式	△ 5,939
		株主資本合計	991,152
		その他有価証券評価差額金	83,088
		繰延ヘッジ損益	△ 78
		土地再評価差額金	37,071
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,759
		その他の包括利益累計額合計	117,322
		新株予約権	423
		非支配株主持分	4,804
		純資産の部合計	1,113,703
		負債及び純資産の部合計	18,739,930

第1期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		329,476
資金運用収益	183,219	
貸出金利息	146,355	
有価証券利息配当金	29,697	
コールローン利息及び買入手形利息	2,900	
預け金利息	1,879	
その他の受入利息	2,386	
役務取引等収益	63,473	
特定取引収益	2,491	
その他業務収益	66,873	
その他経常収益	13,418	
貸倒引当金戻入益	3,306	
償却債権取立益	2,577	
その他の経常収益	7,533	
経常費用		232,308
資金調達費用	10,956	
預金利息	5,587	
譲渡性預金利息	43	
コールマネー利息及び売渡手形利息	557	
債券貸借取引支払利息	1,189	
借入金利息	918	
社債利息	150	
その他の支払利息	2,509	
役務取引等費用	14,351	
特定取引費用	2	
その他業務費用	59,092	
営業経費	135,120	
その他経常費用	12,784	
経常利益		97,168
特別利益		60,694
固定資産処分益	347	
負ののれん発生益	60,346	
特別損失		1,337
固定資産処分損	949	
減損損失	387	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		156,525
法人税、住民税及び事業税	26,037	
法人税等調整額	3,051	
法人税等合計		29,089
当期純利益		127,436
非支配株主に帰属する当期純利益		779
親会社株主に帰属する当期純利益		126,656

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

第1期末(平成29年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,931	流動負債	277
現金及び預金	21,965	未払費用	7
前払費用	7	未払法人税等	63
繰延税金資産	38	預り金	7
未収収益	522	賞与引当金	50
未収還付法人税等	11,378	役員賞与引当金	29
その他	18	その他	119
固定資産	899,796	固定負債	20,000
有形固定資産	79	社債	20,000
工具、器具及び備品	79	負債の部合計	20,277
無形固定資産	76	(純資産の部)	
商標権	3	株主資本	913,026
ソフトウェア	73	資本金	150,078
投資その他の資産	899,639	資本剰余金	722,492
関係会社株式	879,639	資本準備金	37,578
関係会社長期貸付金	20,000	その他資本剰余金	684,913
資産の部合計	933,727	利益剰余金	46,394
		その他利益剰余金	46,394
		繰越利益剰余金	46,394
		自己株式	△ 5,939
		新株予約権	423
		純資産の部合計	913,449
		負債及び純資産の部合計	933,727

第1期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		58,076
関係会社受取配当金	55,975	
関係会社受入手数料	2,100	
営業費用		1,127
販売費及び一般管理費	1,127	
営業利益		56,949
営業外収益		2
受取利息	2	
有価証券利息	0	
その他	0	
営業外費用		876
支払利息	1	
社債利息	2	
社債発行費	116	
創立費	586	
その他	170	
経常利益		56,075
税引前当期純利益		56,075
法人税、住民税及び事業税	76	
法人税等調整額	△38	
法人税等合計		38
当期純利益		56,037

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充 男 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和 政 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓 之 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充 男 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和 政 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓 之 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等から構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役会

常勤監査役	天 野 克 則	Ⓔ
常勤監査役	前 川 洋 二	Ⓔ
監査役(社外監査役)	野 田 賢 治 郎	Ⓔ
監査役(社外監査役)	緒 方 瑞 穂	Ⓔ
監査役(社外監査役)	橋 本 圭 一 郎	Ⓔ

以 上

お客さまとの接点拡大とサービスの拡充

店舗・拠点網の充実

お客さまとの接点拡大とサービスの拡充のため、両行の既存店舗を活用した共同店舗を中心に効率的な出店を進めました。

新設拠点（平成28年4月～平成29年5月）



横浜銀行

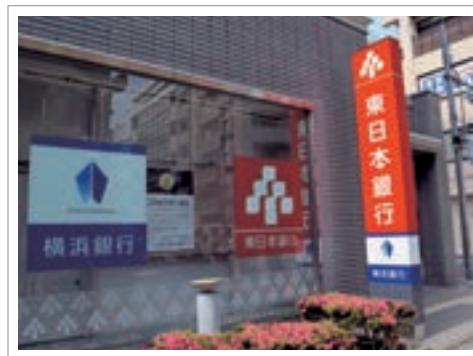
立川支店
吉祥寺支店
八幡山（PBオフィス）
深川（PBオフィス）
府中（PBオフィス）

※PBオフィス
＝プライベート
バンキングオフィス

東日本銀行

赤坂支店
高田馬場支店
中野支店
白山支店
大森（法人営業事務所）
恵比寿（法人営業事務所）
吉祥寺（法人営業事務所）

 **横浜銀行**  **東日本銀行**



平成28年5月、東日本銀行立川支店内（既存店舗）に横浜銀行立川支店が出店し、地方銀行で初めての「銀銀共同店舗」を設置しました。

「オムニチャネル」マーケティングの開始

 **横浜銀行**

ATM、インターネット・バンキング、Eメール、スマートフォンアプリ、ホームページなど、お客さまが利用されるさまざまなチャネルをリアルタイムで連携させる「オムニチャネル」マーケティングを平成28年12月から開始し、お客さまにとって適切なタイミングとチャネルで、商品・サービスのご案内ができるようになりました。

例えば、お客さまがATMに表示されたご案内に興味を持たれた場合、ATMの画面を操作することで、商品やサービスの詳細がお客さまのEメールやスマートフォンアプリに送られます。今後は、「オムニチャネル」を店舗などの有人チャネルにも広げ、店舗とダイレクトチャネルが一体になることで、「いつでも・どこでも」お客さまの金融ニーズにお応えしていきます。

「はまぎん お客様の声プロジェクト」

お客さまからいただいたご意見・ご要望をもとに新たな商品・サービスの導入をより迅速に検討する「はまぎん お客様の声プロジェクト」を平成28年7月から開始しました。



本プロジェクトでは、お仕事やご家庭のご都合で平日のご来店が難しいお客さまがご利用になれるように土曜日・日曜日も営業をおこなう「はまぎん 土日BANK」（平成28年12月開始）や、個人のお客さま向け手数料割引制度「ゼロ手数料」（平成29年4月開始）など、お客さまからのご要望をもとにした新たな金融サービスを実現しました。



「はまぎん 土日BANK」を開始した横浜銀行上大岡支店および町田支店では、土曜日・日曜日にもお客さまのご相談をお受けしています。

フィリピンの現地金融機関との連携

お客さまの海外での事業展開を支援するため、平成29年3月にフィリピンのメトロポリタン銀行と業務協定を締結しました。

フィリピンは、人口1億人を超え、平成28年のGDP成長率は6.8%となるなど著しい経済成長を続けています。同国は製造業誘致を主要政策に掲げ、日本を最重要パートナーとして位置づけていることから、同国への中小企業の進出ニーズが高まっています。

このたびの連携により、東日本銀行のお客さまに対して、フィリピン国内での金融サービスや投資環境に関する情報提供などが可能となります。今後も地域金融機関として、より良い金融サービスを提供し、地域経済の発展に貢献してまいります。



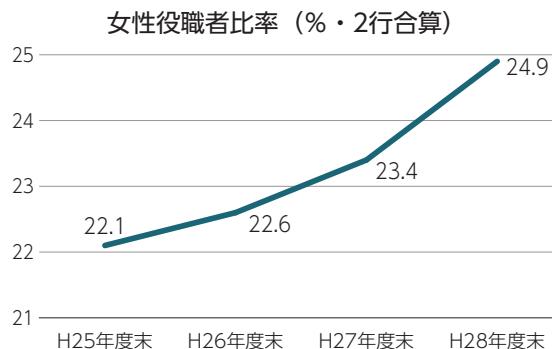
多様な人材の活躍

女性活躍の推進

企業として持続的に成長していくため、働き方改革を進めるとともに、女性をはじめとする多様な人材が自身の能力と個性を十分に発揮できるような、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

2行合算の女性役職者比率は24.9%（平成28年度末）と、平成32年度末までの目標値である25%以上をおおむね達成しました。

横浜銀行 東日本銀行



※女性役職者の割合目標：25%以上
（2行合算、平成32年度末まで）

環境への取り組み

「ADBグリーン・ボンド」の購入

横浜銀行



横浜銀行は、平成29年5月におこなわれた「第50回アジア開発銀行年次総会横浜開催」のスポンサー企業として、総会の運営に協力しました。

平成29年3月、アジア・太平洋地域各国における温暖化ガス排出量の抑制を目的とした債券「ADB（アジア開発銀行）グリーン・ボンド」を購入しました。

ADBは、集めた資金を、クリーン・エネルギーや持続可能な運輸・都市開発など優先分野として定めたプロジェクトに投資し、各国の低炭素型開発や気候変動への取り組みを支援しています。横浜銀行は本ボンドの購入を通じて、持続可能な社会の発展に貢献します。

地方創生への取り組み

富士屋旅館の再生に向けた取り組み

横浜銀行と地域経済活性化支援機構（REVIC）が共同出資する「かながわ観光活性化ファンド」は、平成29年3月、富士屋旅館（神奈川県湯河原町）再生のための出資をおこないました。

富士屋旅館は、湯河原温泉郷の中心地に位置し、古くから湯河原をけん引してきた老舗温泉旅館で、その建物の一部は明治時代に建築された歴史的建造物です。建物のリノベーションなどを通じて、現状は営業していない本旅館の再生をはかり、平成30年4月の営業開始をめざします。

また、本旅館の再生を契機に、湯河原町、湯河原温泉まちづくり協議会、REVICなどと連携し、湯河原地域全体の活性化施策を進めていきます。



湯河原町・REVICなどと、「神奈川県湯河原町の歴史的資源を活用した地域活性化に向けた連携協定」を平成29年3月に締結しました。

「はまぎん 10年後プロジェクト」

神奈川県内の地域ごとの「将来ビジョン」を策定し、その実現に向けて継続的に取り組む「はまぎん10年後プロジェクト」を平成28年11月に開始しました。

同じ神奈川県内でも、人口や産業の動向、開発計画や観光資源など、その特性は地域ごとに異なります。本プロジェクトでは、神奈川県を地域の特性に応じたいくつかの「地区」に分け、地区ごとに策定した将来ビジョンの実現に向けた課題を整理し、各自治体の地方版総合戦略も踏まえたうえで、各地区における横浜銀行の取り組み方針を設定し、将来ビジョンの実現に向けて継続的に推進していきます。



